

岩手県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|--------------------|-----------|
| 陸前高田市国民健康保険広田診療所 | 陸前高田市広田町字前花貝222番地2 | 平成29年9月7日 |
| アクト調剤薬局松倉店 | 釜石市甲子町第10地割268番地4 | 平成29年9月1日 |
| 千葉耳鼻咽喉科医院 | 二戸市石切所字森合85番地 | 平成29年8月1日 |
| かめちゃん調剤薬局 | 二戸郡一戸町中山字大塚118番地2 | 平成29年9月1日 |